

議案第79号

南あわじ市立図書館条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市立図書館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月28日提出

南あわじ市長 守本 憲弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市立図書館条例の一部を改正する条例

南あわじ市立図書館条例（平成 17 年南あわじ市条例第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（分館の設置）

第 2 条の 2 図書館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
南あわじ市立図書館三原分館	南あわじ市市三條 880 番地

第 8 条第 2 項中「8 人」を「8 人以内」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市立図書館条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考				
<p>第1条・第2条 略</p> <p>第3条～第7条 略 (図書館協議会)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 協議会は、委員<u>8人</u>で組織する。</p> <p>3～6 略</p> <p>第9条 略</p>	<p>第1条・第2条 略 (分館の設置)</p> <p><u>第2条の2</u> <u>図書館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1077 507 1912 603"> <thead> <tr> <th data-bbox="1077 507 1460 555">名称</th> <th data-bbox="1460 507 1912 555">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1077 555 1460 603">南あわじ市立図書館三原分館</td> <td data-bbox="1460 555 1912 603">南あわじ市市三條880番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第7条 略 (図書館協議会)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 協議会は、委員<u>8人以内</u>で組織する。</p> <p>3～6 略</p> <p>第9条 略</p>	名称	位置	南あわじ市立図書館三原分館	南あわじ市市三條880番地	
名称	位置					
南あわじ市立図書館三原分館	南あわじ市市三條880番地					

議案第 80 号

南あわじ市淡路人形浄瑠璃資料館条例の一部を改正する条例制定
について

南あわじ市淡路人形浄瑠璃資料館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定する。

令和 5 年 1 月 28 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市淡路人形浄瑠璃資料館条例の一部を改正する条例

南あわじ市淡路人形浄瑠璃資料館条例（平成 17 年南あわじ市条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「市三条」を「市三條」に改める。

第 6 条第 1 号中「月曜日」を「水曜日」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、公布の日から施行する。

南あわじ市淡路人形浄瑠璃資料館条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略 (位置) 第2条 資料館の位置は、南あわじ市市三條880番地とする。 第3条～第5条 略 (休館日) 第6条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会 が特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館 日に開館することができる。 (1) <u>月曜日</u> (その日が祝日に当たるときは、その翌日) (2)・(3) 略 第7条以下 略</p>	<p>第1条 略 (位置) 第2条 資料館の位置は、南あわじ市市三條880番地とする。 第3条～第5条 略 (休館日) 第6条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会 が特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館 日に開館することができる。 (1) <u>水曜日</u> (その日が祝日に当たるときは、その翌日) (2)・(3) 略 第7条以下 略</p>	

議案第 8 1 号

南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例の一部を改正する条例

南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例（平成 23 年南あわじ市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出し中「入館料」の次に「及び使用料」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 浄瑠璃館の施設を利用する者は、別表第 2 に定める使用料を納めなければならない。

第 12 条第 1 項中「昭和 22 年法律第 67 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、同条第 2 項第 2 号中「浄瑠璃館の」の次に「利用の許可及び」を加える。

第 13 条第 1 項中「認めるときは」の次に「、法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき」を加え、同条第 3 項中「入館料」の次に「及び使用料」を加え、「得て定める」を「受けて定めるものとする」に改め、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 指定管理者は、特別の資料の展示又は芝居の実演をしたときは、その期間に限り、その都度市長の承認を受けて、別に定める利用料金を徴収することができる。

第 14 条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条第 1 項中「地方自治法」を「法」に、「利用」を「使用」に改め、同条第 2 項中「利用」を「使用」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 7 条、第 13 条関係）

区分	入館料
大人	5,000 円
中高生	3,000 円
小学生	2,000 円

幼児以下	無料
------	----

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 7 条、第 13 条、第 14 条関係）

区分	使用料（1 時間当たり）	
	午前 9 時から午後 5 時まで	左記以外
舞台	10,000 円	12,000 円
楽屋	2,000 円	2,500 円

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項及び第 14 条の改正規定は、公布の日から施行する。

南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第6条 略 (入館料)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>第8条～第11条 略 (管理の代行等)</p> <p>第12条 市長は、浄瑠璃館の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に浄瑠璃館の管理を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に浄瑠璃館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 浄瑠璃館の入館の制限に関すること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3・4 略 (利用料金)</p> <p>第13条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に浄瑠璃館の利用</p>	<p>第1条～第6条 略 (入館料及び<u>使用料</u>)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 浄瑠璃館の施設を利用する者は、別表第2に定める使用料を納めなければならない。</u></p> <p>第8条～第11条 略 (管理の代行等)</p> <p>第12条 市長は、浄瑠璃館の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。<u>以下「法」という。</u>）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に浄瑠璃館の管理を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に浄瑠璃館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 浄瑠璃館の<u>利用の許可及び入館の制限</u>に関すること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3・4 略 (利用料金)</p> <p>第13条 市長は、適当と認めるときは、<u>法第244条の2第8項の規定に</u></p>	

に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 略

3 利用料金は、第7条に規定する入館料の額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

4 略

5 略

6 略

（施設の利用）

第14条 市長は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、浄瑠璃館の用途又は目的を妨げない限度において、施設の利用を許可することができる。

2 前項の規定により施設の利用を許可された者は、別表第2に掲げる使用料を納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第15条 略

別表第1（第7条関係）

<u>区分</u>	<u>入館料</u>
<u>大人</u>	<u>1,800円</u>
<u>中高生</u>	<u>1,500円</u>
<u>小学生</u>	<u>1,200円</u>

基づき、指定管理者に浄瑠璃館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 略

3 利用料金は、第7条に規定する入館料及び使用料の額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 指定管理者は、特別の資料の展示又は芝居の実演をしたときは、その期間に限り、その都度市長の承認を受けて、別に定める利用料金を徴収することができる。

5 略

6 略

7 略

（施設の使用）

第14条 市長は、法第238条の4第7項の規定に基づき、浄瑠璃館の用途又は目的を妨げない限度において、施設の使用を許可することができる。

2 前項の規定により施設の使用を許可された者は、別表第2に掲げる使用料を納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第15条 略

別表第1（第7条、第13条関係）

<u>区分</u>	<u>入館料</u>
<u>大人</u>	<u>5,000円</u>
<u>中高生</u>	<u>3,000円</u>
<u>小学生</u>	<u>2,000円</u>

幼児（3歳以上）	300円
3歳未満	無料

別表第2（第14条関係）

区分	午前9時から午後5時 まで	左記以外
	舞台	
楽屋	500円	600円

備考 上記は1時間当たりの使用料とする。

幼児以下	無料
------	----

別表第2（第7条、第13条、第14条関係）

区分	使用料（1時間当たり）	
	午前9時から午後5時 まで	左記以外
舞台	10,000円	12,000円
楽屋	2,000円	2,500円

議案第 8 2 号

南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例

南あわじ市公民館条例（平成 17 年南あわじ市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 南あわじ市中央公民館の項を削り、同表南あわじ市市地区公民館の項中「市三條 878 番地 1」を「市三條 880 番地」に改める。

別表第 2 中央公民館の部を削り、同表市地区公民館の部を次のように改める。

市地区公民館	講義室	650	750
	小会議室 1	200	250
	小会議室 2	150	200
	小会議室 3	150	200
	小会議室 4	200	250
	1 階和室	400	500
	研修室	450	550
	調理室	900	1,100
	視聴覚室	350	400
	2 階和室 1	300	350
	2 階和室 2	450	550
	大ホール	7,350	8,400
	舞台	1,000	1,200

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の南あわじ市公民館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料に

については、なお従前の例による。

南あわじ市公民館条例新旧対照表

現 行				改 正 案				備 考
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）				
名称		位置		名称		位置		
南あわじ市中央公民館		南あわじ市市三條880番地		南あわじ市広田地区公民館～南あわじ市八木地区公民館 略				
南あわじ市広田地区公民館～南あわじ市八木地区公民館 略				南あわじ市市地区公民館		南あわじ市市三條880番地		
南あわじ市市地区公民館		南あわじ市市三條878番地 1		南あわじ市神代地区公民館～南あわじ市沼島地区公民館 略				
南あわじ市神代地区公民館～南あわじ市沼島地区公民館 略				別表第2（第9条関係）				
公民館名		施設名		公民館名		施設名		
		使用料（1時間当たり・円）				使用料（1時間当たり・円）		
		昼間				昼間		
		夜間				夜間		
		午前9時から 午後5時まで				午前9時から 午後5時まで		
		午後5時から 午後10時まで				午後5時から 午後10時まで		
中央公民館	講義室	650	750					
	小会議室 1	200	250					
	小会議室 2	150	200					
	小会議室 3	150	200					
	小会議室 4	200	250					
	1階和室	400	500					
	研修室	450	550					
	調理室	900	1,100					
	視聴覚室	350	400					
	2階和室 1	300	350					

2階和室2	450	550
大ホール	7,350	8,400
舞台	1,000	1,200

広田地区公民館～八木地区公民館 略

市地区公民館	会議室	350	400
	調理室	300	350
	会議室(和)	150	200
	2階会議室(和)	1,100	1,300

神代地区公民館～灘地区公民館 略

備考 略

広田地区公民館～八木地区公民館 略

市地区公民館	講義室	650	750
	小会議室1	200	250
	小会議室2	150	200
	小会議室3	150	200
	小会議室4	200	250
	1階和室	400	500
	研修室	450	550
	調理室	900	1,100
	視聴覚室	350	400
	2階和室1	300	350
	2階和室2	450	550
	大ホール	7,350	8,400
	舞台	1,000	1,200

神代地区公民館～灘地区公民館 略

備考 略